

中野市市民会館「ソソラホール」シンボルマーク募集要領

1 目的

中野市市民会館は、昭和44年に開館し50年以上にわたり市民の皆さんに親しまれてきた施設で、現在、リノベーション工事を行っています。

リニューアルオープン後は、新たに「ソソラホール」の愛称で、3つの事業展開コンセプト「うきうき」「わくわく」「いきいき」を掲げ、中野市の文化芸術の拠点として生まれ変わることであり、市民の皆さんとともに文化を育み、豊かな人とまちづくりの舞台にふさわしく、皆さんに愛され親しまれるようシンボルマークを募集します。

採用されたシンボルマークは、施設のサインやパンフレット、ポスター、施設案内、PR活動などに広く使用します。

中野市市民会館愛称 「ソソラホール」

愛称の説明 中野市出身の作曲家 中山晋平先生が作曲された童謡「兎のダンス」のはじめの出だし「♪ソソラ ソラソラ うさぎのダンス♪」から頂きました。

2 主催

中野市

3 募集する作品の種類

シンボルマーク

4 作品の条件

- (1) 施設特性を踏まえたものであること
- (2) 独創性に富んだものであること
- (3) わかりやすく親しみやすいものであること

5 作品の規格

(1) 形式

イラストレーター、フォトショップ等で作成されたデジタルデータであること（提出する電子データはjpgファイル形式又はpngファイル形式であること。手書き作品をスキャンしたものや写真に撮影したものは応募できません。）

(2) カラー

カラー版とモノクロ版の両方を作成すること

- (2) サイズ
カラー版及びモノクロ版それぞれ3MB以下とし、解像度は350dpi程度とすること
- (3) 色数
色数の指定はしませんが、グラデーションは使用しないこと
- (4) その他
 - ア 拡大や縮小（10mm×10mm程度）での使用に考慮したものであること
 - イ 単色、モノクロでの使用に考慮したものであること
 - ウ 施設名称と組み合わせる場合やシンボルマーク単独での使用を考慮したものであること

6 応募資格

次の(1)から(3)のいずれかに該当する方

- (1) 長野県在住者
- (2) 長野県出身者（過去に居住していた方を含む）
- (3) 中野市にゆかりのある者（家族が中野市出身の方、中野市出身の作曲家が大好きな方など）

7 応募方法

ながの電子申請サービスにより、次の事項を入力の上、応募作品の電子データを添付し、送信してください。

1人2点まで応募できます。2点応募される場合は、1点につき1回ずつ送信してください。

<入力していただく事項>

住所、氏名、年齢、電話番号、電子メールアドレス、応募資格の確認事項*、応募作品デザインコンセプト（200文字以内）

※6(2)に該当する方は居住していた市町村を、6(3)に該当する方はゆかりのエピソードを入力してください。

<添付していただくもの>

応募作品のカラー版電子データ及びモノクロ版電子データ

※ファイル形式は、jpg ファイル又は png ファイルとし、ファイル名を次のとおりとってください。

- ・カラー版「応募者氏名（アルファベット）_カラー.拡張子」
- ・モノクロ版「応募者氏名（アルファベット）_モノクロ.拡張子」

8 応募先

ながの電子申請サービス「中野市市民会館『ソソラホール』シンボルマーク応募」

https://s-kantan.jp/city-nakano-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=25699



9 募集期間

令和4年9月21日～令和4年11月18日

10 選考方法

選考委員会により、採用作品1点を選考します。

11 表彰・賞金

採用作品1点 賞金10万円

※未成年者が受賞した場合は、賞金の受け取りについて親権者の同意が必要となります。

12 採用作品の発表

令和5年2月（予定）までに、採用者に通知するとともに、応募者の氏名及び住所（市町村名のみ）を公表するものとします。

その他、中野市の広報紙、ホームページ、SNS等に掲載するとともに、報道機関等へ広く公表します。

13 採用作品の取扱

当選者は採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を主催者に移転します。

14 採用されなかった作品の取扱い

採用されなかった作品は返却しません。

15 注意事項

(1) 募集する作品は、応募者が創作した未公表の作品とします。

(2) 作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。

なお、この項目に反することが判明した場合、採用作品の発表後であっても採用を取り消し、賞金を返還していただきます。

また、著作権等に関わる問題等、応募者の責めに帰すべき事由によって問題が発生した場合、全て応募者の責任となります。

(3) 採用されなかった作品の著作権は主催者に移転しません。

(4) 応募者は、応募事業の紹介や記録のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。

(5) 当選者は、採用作品の一部修正・翻案を主催者に認めることとします。

(6) 当選者は、主催者が採用作品の商標・意匠の出願・登録をすることを認めることとします。(必ずしも商標・意匠の出願・登録を行うものではありません。)

(7) 当選者は、賞金等に係る税金について最寄りの税務署に相談してください。

(8) 応募にあたりご提供いただいた個人情報、作品の審査・発表、表彰、結果の発送、応募状況の集計以外の目的では使用しないものとします

(9) ながの電子申請サービス利用中の通信障害等により応募ができなかった場合や、画像ファイルが読み込めなかった等の問題が発生した場合、市は責任を負いません。

(10) 応募に関わる一切の費用は応募者の負担とします。

(11) 当選者は、採用作品のイラストレータデータを提出して頂きます。

16 担当課

中野市くらしと文化部文化スポーツ振興課文化振興係

電話：0269-22-2111（内線 394）

電子メール：bunshin@city.nakano.nagano.jp